

令和 5 年 6 月 1 5 日

**南相馬市農業委員会
6 月定例総会議事録**

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和5年6月15日(木) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	欠	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 隆雄

鹿島区 鈴木 清教

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②次 長 佐藤 俊文 ③主 査 林 雄司
④副主査 米本 一樹 ⑤主 事 平田 幸子

農地集積課

①主 事 増田 涼

農政課

①副主査 野地 俊紀

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 23 号	農地専門委員会の開催報告について
日程第 4	報告第 24 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	報告第 25 号	時効取得により所有権移転について
日程第 6	議案第 70 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議案第 71 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
日程第 8	議案第 72 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 9	議案第 73 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 10	議案第 74 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 11	議案第 75 号	農地法第 5 条の規定による許可処分取消願出について（県許可分）
日程第 12	議案第 76 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 13	議案第 77 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 78 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 79 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 16	議案第 80 号	現況確認証明申請について
日程第 17	議案第 81 号	農地利用最適化推進委員の委嘱について

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和5年6月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は1番委員であります。また、17番委員からは、所用の為に午後2時30分頃退席との通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号10番委員、11番委員、12番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。6月9日、福島市の杉妻会館において開催されました、福島県農業者年金協議会通常総会に出席しました。総会では、令和4年度の事業報告と収支決算をはじめ、令和5年度の事業計画及び収支予算などを決定し、また、新規加入目標数や加入促進の取り組みについて説明があり、協議したところです。総会終了後は、農業者年金加入推進特別研修会が開催され、推進活動の取り組み状況と活動事例について研修を受けました。以上で諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第23号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員長からの報告を求めます。

委員長 議案第23号について報告いたします。本日お渡ししました資料をご覧くださいと思います。協議事項の(1)5月定例総会継続審議案件に係る現地調査について、(2)営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況等の確認についてということで、6月5日の午前9時30分から午前11時30分まで行いました。場所は5月定例総会で継続審議案件に係る現地調査ということで、原町区馬場字本堂地内です。これはパネルの下に柿を植えるということで、継続審議になった案件です。

続いて、営農型発電設備に係る現地調査になりますが、原町区馬場字川原田地内では、令和2年にパネルの下で柿を植えたという案件がありまして、現在2年ほど経過した現場を確認いたしました。

次に、小高区大田和字広畑地内ではヒサカキを植えて2年ほど経過した現在の状況等を確認しました。出席者は、農地専門委員12名中9名、加えて農業委員会事務局から職員2名ということで、5月定例総会で継続審議となりました案件、

営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況等の確認のために現地調査を行いました。

先ず、(1) 5月定例総会にて継続審議となっていた原町区馬場字本堂地内の営農型発電設備に係る農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について調査を行いました。詳細については、議案第79号農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)の中で報告いたします。

次に、(2) 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況の確認について、作物が柿で許可の前例がある箇所を含め、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況の確認を行いました。資料4ページに柿の状況、2年ほど経過した状況ですが、これは令和2年8月12日から許可を得ている案件であります。見た感じでは、農地専門委員会全員が、こういう状況だなということでご理解いただいたと思います。ヒサカキについては、これも2年ほど経過しておりますが、まだ出荷がされていないという状況もありますので、今後の状況次第だと思います。以上です。

議 長 事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況について補足説明させていただきます。当日配付資料の写真が付いている資料になります。先ず資料1ページ目は、百目柿を栽培している現場になります。こちらについては、パネルも高く、懸念されていた柿の生育に支障がない状況でありました。現在生育中であり、本格的な収穫は令和7年度以降を予定しているということなので、今後の生育状況を見守っていきたいと思っております。

次に資料2ページ目ですが、小高区大田和字広畑地内のヒサカキが栽培されている現場になります。現地確認したところ、パネルが高い位置に設置してありまして、下部のヒサカキが太陽光の影響を受けやすく、若干日焼けが見られました。こちらも現在生育中でありますので、今後の生育状況を見守っていきたいと思っております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第24号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局

報告第24号についてご説明をいたします。議案書の3ページから5ページ、整理番号1番から5番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日は記載のとおりです。先ず整理番号1番ですが、当該地は昭和50年に住宅建築の目的で転用許可を受け、土地の造成を行いました。転用事業者が亡くなり、相続人が平成8年頃に貸資材置場として整備をしました。その後、平成20年に現所有者が相続をし、現在も貸資材置場として使用しておりますが、今般土地調査を行ったところ、貸資材置場としての転用許可を受けていないことが判明したことになります。

続きまして整理番号2番についてですが、平成19年に現所有者の夫が当該地を所有しておりましたが、周辺の事業者や住民からの要望を受け、貸駐車場を整備しました。今般土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号3番についてですが、昭和59年に相続した際、既に資材置場として整備しており、そのまま使用しておりました。今般土地調査を行ったところ、農地の転用許可を受けていないことが判明したものです。

続きまして整理番号4番ですが、平成23年頃から隣接する住宅の駐車場として使用しております。今般この土地を農地の転用許可を受けずに使用していることが判明したものです。

最後に整理番号5番ですが、令和5年2月に太陽光発電設備を設置する目的で転用許可を受けました。太陽光パネルを設置するにあたりまして、南西側の法面を避けてパネルを設置しました。今般パネル設置後に分筆をしましたが、申請時の土地利用求積図と分筆後の公図に不整合が生じていることが判明したものです。以上です。

議 長

それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長

次に、日程第5、報告第25号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局

報告第25号についてご説明いたします。議案書の6ページから8ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で

あり、農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第70号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第70号についてご説明いたします。議案書の9ページから11ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対し適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第70号について説明いたします。議案書10ページから11ページの整理番号1番から12番となります。利用権設定が12件となります。この利用権設定については、1番から12番すべてが原町区一般地区の公社契約となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第71号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第71号についてご説明いたします。議案書の12ページから29ページになります。市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定において準用する同規則

第2条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第71号について説明させていただきます。先ず、議案書の14ページを開きください。本県におきましては、国の農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日施行で改定されたことに起因しまして、市が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を行うにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定において準用する同規則第2条の規定に基づき、南相馬市農業委員会の意見を伺うものとなっております。今回の主な変更点としましては、議案書の15ページに記載しております、(1)基盤法改定に伴い、基本構想に人・農地プランの実質化を法定化した地域計画について新たに規定するもの、(2)農業を担う者の確保及び育成等に関する事項を追加するもの、(3)農業経営・就農支援センターの設置に関する事項を追加するもの、(4)その他時点の修正等となっております。なお、本構想における市の現状や目標値につきましては、次の令和7年度に、5年毎の見直しの変更を予定しております。参考になりますが、今変更に伴う全文につきましては、別途資料をお送りさせていただいております。以上で説明を終わります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第72号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第72号についてご説明いたします。議案書の30ページ、申請番号1番から3番について、詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第73号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第73号についてご説明いたします。議案書の31ページ、申請番号1番から2番について、詳細については記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番及び2番については、議案第79号申請番号2番及び3番関連の案件であり、営農型太陽光発電設備設置に係る貸借権設定の申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第74号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第74号についてご説明をいたします。議案書の32ページから33ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号2番から4番につきましては、いずれも報告第24号の関連であり、違反転用の追認許可を受けるものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番、2番について、16番委員。

16番委員 議案第74号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。去る6月12日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第74号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告24号整理番号1番関連案件であります。現地案内図は2ページです。去る6月12日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。先々代の所有者である父が昭和50年に住宅建築目的で農地法の許可を受け、敷地造成を行いました。住宅は建築せず、平成8年頃から資材置場として整備し、現在まで使用してきました。この度相続をして、謄本を確認したところ、農地であることが判明したということです。今後も貸資材置場として使用したく、追認を受ける転用申請となります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断しました。以上2件につきまして皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第74号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。この案件は、報告第24号整理番号2番の関連案件でございます。現地案内図は3ページのとおりです。去る6月8日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、調査をいたしました結果、立地基準及び一般基準ともに、許可基準を満たしておりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4番について、8番委員。

8番委員 議案第74号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。この案件は議案24号整理番号3番の関連案件です。去る6月10日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１１、議案第７５号「農地法第５条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第７５号についてご説明いたします。議案書の３４ページ、申請番号１番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消願出をする理由については記載のとおりです。令和５年２月に太陽光パネルを設置する目的で転用許可を受けました。太陽光パネルを設置するにあたり、南西側の法面を避けてパネルを設置しました。パネル設置後に分筆しましたが、申請時の土地利用求積図と分筆後の公図に不整合が生じていることが判明しました。不整合により不要となった土地について、農地転用の許可を取り消しするものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１２、議案第７６号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第７６号についてご説明いたします。議案書の３５ページ、申請番号１番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、令和５年２月に太陽光パネルを設置する目的で転用許可を受け、太陽光パネルの設置は完了しています。太陽光パネルを設置するにあたり、南西側の法面を避けてパネルを設置したことにより、申請時の土地利用求積図と分筆後の構図に不整合があったため、許可を受けていない部分に太陽光パネルを設置してしまいました。今回、不整合により不要となった面積を減少し、許可を得ていない面積を増加するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、

18番委員。

18番委員　議案第76号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページのとおりです。本案件は、報告第24号整理番号5番、議案第75号申請番号1番、及び議案第79号申請番号1番の関連案件でございます。最初の申請時の内容と、実際に工事した内容に差が生じ、結果的に違反転用という形になったものでございます。今回、再度現地の確認を行った結果、一般基準、立地基準ともに、満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議　長　次に、日程第13、議案第77号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　議案第77号についてご説明いたします。議案書の36ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第24号整理番号4番の追認を得るための案件です。以上です。

議　長　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、9番委員。

9番委員　議案第77号申請番号1番について、現地調査の報告をします。現地案内図は6ページになります。なお、この案件は報告第24号整理番号4番の関連となります。去る6月8日午前10時40分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、6番委員。

6番委員 議案第77号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページになります。去る6月9日午後1時50分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。当該地は鹿島区岡和田地内であり、土地を購入し住宅を新築する申請です。現地調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号3番について、16番委員。

16番委員 議案第77号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る6月12日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりであります。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第78号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第78号についてご説明いたします。議案書の37ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に製品置場、駐機場、通路を整備するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第78号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページとなります。去る6月12日午前11時20分頃より、代理人行政

書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査したところでございます。現地については、県道34号線を阿武隈山系に入るところで、周囲に人家はありません。そして山間地にありますので、乱用されるのではないかと危惧をしておりましたので、特に申請事由の用途、そして利活用について、確認調査をしたところでございます。その結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第79号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第79号についてご説明いたします。議案書の38ページから39ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、報告第24号整理番号5番の追認を得るための案件及び議案第75号申請番号1番、議案第76号申請番号1番の関連案件です。

 続きまして、申請番号2番及び3番については、営農型太陽光発電設備設置のための転用申請であり、議案第73号申請番号1番及び2番関連の案件です。

 続きまして、申請番号4番については、令和5年5月定例総会の議案第68号申請番号2番の継続審議案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第79号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページのとおりです。なお、申請内容については議案書のとおりでございます。去る6月9日午後2時頃より、代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地調査の結果、及び代理人からの聞き取りを踏まえて、調査を行い

ましたが、立地基準、一般基準ともに、基準を満たしているものと判断をさせていただきました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番、3番について、現地調査委員を代表しまして、7番委員から報告をお願いします。

7番委員 議案第79号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。申請内容は記載のとおりです。この案件は議案第73号申請番号2番関連の案件です。去る6月9日午前9時頃より、被設定人立ち会いのもと、3番委員と私とで現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページになります。申請内容は記載のとおりです。この案件は議案第73号申請番号1番関連の案件です。去る6月9日午前9時30分頃より、被設定人立ち会いのもと、3番委員と私とで現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断いたしました。なお、申請番号2番3番は太陽光パネルの下部だけでなく、圃場全体にイタリアンライグラスを播種し、収穫した牧草は自家利用と販売をする予定です。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4番については、農地専門委員会で現地調査をしていますので、農地専門委員長から報告をお願いします。

委員長 議案第79号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。この案件は、令和5年5月定例総会で継続審議となった、議案第68号申請番号2番の案件です。現地案内図は12ページです。報告第23号で報告しましたとおり、農地専門委員及び農業委員会事務局職員で、去る6月5日午前9時40分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。営農型発電設備のパネル下部農地の作物が柿ということで懸念され、継続審議となっておりましたが、被設定人からの聞き取り、また申請地近くで同じ被設定人が営農型をしております、令和2年8月12日付けで許可の下りた、作物が柿の2年経過している現場を確認した結果、パネル下でも問題なく管理されている状況により、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１６、議案第８０号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第８０号についてご説明をいたします。議案書４０ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地一筆を非農地と判定をいたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告の方をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、１５番委員から報告を願います。

１５番委員 議案第８０号申請番号１番について、現況確認調査をいたしましたのでご報告申し上げます。現地案内図は１３ページです。申請内容は記載のとおりです。去る６月６日午後１時３０分より、農業委員２名、農地利用最適化推進委員１名、事務局職員１名、計４名で現況確認調査を行いました。この土地は国道沿いの山に含まれた土地でした。現地において、申請人から非農地化した経過を聞き取り、５８年間放置されてきたために雑木が生い茂り、進入路もなくなっておりました。重機や農業機械も入れない状態なので、非農地と判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１７、議案第８１号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第81号について説明いたします。当日配付議案資料6ページとなります。こちら農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員の募集をしたところ、以下の通り推薦がありましたので、同法第17条第1項の規定により、委嘱することについて承認を求めるものであります。こちら、担当地区は石神南地区となっており、令和5年4月に農地利用最適化推進委員の辞任を受け、その後、石神地区区長会に対し推薦依頼したところ、記載の者が推薦を受けました。任期については、農業委員会にて同意した日から令和7年3月31日までとなっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告3件及び議案12件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。これもちまして、本日の6月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後2時29分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和5年7月18日

議事録署名人(10番・モリ アキオ)

議事録署名人(11番・スエ ヨシハル)

議事録署名人(12番・イマムラ ヒデミ)
